第1章 環境基準等

1 公共用水域

〔1〕環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、昭和45年4月21日閣議決定され、昭和46年12月28日環境庁告示第59号で公示された。その後、項目の追加や分析技術の進歩等に伴う基準値の改正、また、JIS改正に伴う測定方法の改正・用語の整理等がなされた。昭和57年12月25日付け環境庁告示第140号の改正では、湖沼に係る窒素・りんの環境基準が設定され、また、平成5年3月8日付け環境庁告示第16号で、人の健康の保護に関する環境基準項目に有機塩素系化合物や農薬等の15項目が追加され、有機りんが削除されるとともに鉛とひ素の基準が厳しくなった。さらに、平成11年2月22日付け環境庁告示第14号では、「人の健康の保護に関する環境基準」に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が追加された。また、平成15年11月5日付け環境省告示第123号では、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から亜鉛を追加するとともに、これについて基準値を設定した。

環境基準は、工場・事業場等からの排出水の許容限度ではなく、環境保全上の目標値であり、 工場排水工場立地、土地利用等の規制や、下水道整備、しゅんせつ等の公共事業等の諸施策を総 合的に推進することによって、維持・達成すべきものであり、「人の健康の保護に関する環境基 準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられている。「人の健康の保護に関する環 境基準」は、河川、湖沼を問わず、すべての公共用水域に一律に表1 - 1のとおり適用されてい るが、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川・湖沼の別に水利用目的の適応性によって類 型を設け、表1 - 2のとおり段階的に定められている。

[2]その他の基準

要監視項目

環境基準の他に、人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出 状況からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、知見の集積に努め推移を把握 していく項目について、「要監視項目」と位置づけ、指針値が定められている。

(表1-3)

「公共用水域等における農薬の水質評価指針」

空中散布農薬等一時的に広範囲に使用される農薬で、水質環境基準健康項目や要監視項目となっていないもののうちから、その使用量や公共用水域での検出状況等を勘案して選定され、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安として、指針値が定められている。(表1-4)

表1-1 人の健康の保護に関する環境基準 (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最新改正:平成11年2月22日)

項目	基準値	備考
カドミウム	0 . 0 1 mg / L 以下	1 基準値は年間平均値と
全 シ ア ン	検出されないこと。	┃ する。ただし、全シアン ┃ に係る基準値について ┃ は、最高値とする。
鉛	0 . 0 1 mg/L 以下	は、取同値とする。 2 「検出されないこと」
六 価 ク ロ ム	0 . 0 5 mg/L 以下	2 検出されないこと とは、12 ページの測 定方法の欄に掲げる方法
ひ 素	0 . 0 1 mg/L 以下	により測定した場合において、その結果が当該方
総水銀	0.0005mg/L以下	は、この紹来が当級力 法の定量限界を下回ることをいう。
アルキル水銀	検出されないこと。	こそいり。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸
P C B	検出されないこと。	性窒素の濃度は、12ペ 一ジの測定方法により測
ジクロロメタン	0 . 0 2 mg/L 以下	定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗
四 塩 化 炭 素	0 . 0 0 2 mg/L 以下	じたものと、同ページの 測定方法により測定され
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 mg/L 以下	た亜硝酸イオンの濃度に 換算係数0.3045を乗じた
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 mg/L 以下	ものの和とする。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	
シ マ ジ ン	0 . 0 0 3 mg/L 以下	
チォベンカルブ	0 . 0 2 mg/L 以下	
ベ ン ゼ ン	0 . 0 1 mg/L 以下	
セレン	0 . 0 1 mg / L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 mg/L 以下	
ふっ素	0 . 8 mg/L 以下	
ほ う 素	1 mg / L 以下	

表1-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く。)

-
·Y

項目				基準値			
	利用目的	水素イオン	生物化学的	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	該当
	の適応性	濃 度	酸素要求量				水域
類型		(pH)	(BOD)	(SS)	(DO)		
AA	水 道 1 級	6.5以上	$1\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$25 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	7.5 mg/ Q	50MPN/	
	自然環境保全及び	8.5以下	以下	以下	以上	100m0以下	
	A以下の欄に掲げるもの						水域
Α	水 道 2 級	6.5以上	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$25 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	7.5 mg/ Q	1,000MPN/	類型
	水 産 1 級	8.5以下	以下	以下	以上	100m0以下	ごと
	水浴及び						に指
	B以下の欄に掲げるもの						定す
В	水 道 3 級	6.5以上	$3\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$25 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	5,000MPN/	る水
	水 産 2 級及び	8.5以下	以下	以下	以上	100m0以下	域
	C以下の欄に掲げるもの						
С	水 産 3 級	6.5以上	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$50 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	工業用水1級及び	8.5以下	以下	以下	以上		
	D以下の欄に掲げるもの						<u> </u>
D	工業用水2級	6.0以上	$8\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$100 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	農 業 用 水及び	8.5以下	以下	以下	以上		
	Eの欄に掲げるもの						<u> </u>
Е	工業用水3級	6.0以上	$10 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	ごみ等の浮遊	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	環 境 保 全	8.5以下	以下	が認められな	以上		
				いこと。			
	測 定 方 法	規格12.1	規格21	付表8	規格32	最確数によ る定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/Q以上とする (湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測 結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう (湖沼海域もこれに準ずる。)。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・・・のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は 1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス 発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の 最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多 数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性と なるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時 間以内に試験する。
- (注)1 表中、規格とは、JISK0102をいう。
 - 2表中、付表とは、環境省告示(水質汚濁に係る環境基準について)をいう。
 - 3(1)自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - (2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水 道 2 級 : ろ過等:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水 道 3 級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - (3)水 産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の 水産生物用
 - 水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - (4) 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - (5)環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

aleman regul	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当
類型			全 亜 鉛	水域
生物A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/Q以下	水類ごと指
生物特A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	定する水域
生物B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/Q以下	
生物特B		生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/Q以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方 げる方法によることができる。また、規格53で使用 1(1)による。)		
備 考 1 基準値	は、年			

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

<u> </u>							
項目	利用目的			基準 値			該当
	の適応性	水素イオン	化学的酸素要	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	水域
類型		濃度(pH)	求量(COD)	(SS)	(DO)		
ΑA	水 道 1 級	6.5以上	$1~{ m mg}/{ m \ell}$	$1\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	7.5mg/ℓ	50MPN/	水域
	水 産 1 級	8.5以下	以下	以下	以上	100mℓ以下	類型
	自然環境保全及び						ごと
	A以下の欄に掲げるもの						に指
Α	水道2、3級	6.5以上	$3\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	7.5mg/ℓ	1,000MPN/	定す
	水 産 2 級	8.5以下	以下	以下	以上	100mℓ以下	る水
	水浴及び						域
	B以下の欄に掲げるもの						
В	水 産 3 級	6.5以上	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$1.5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	工業用水1級	8.5以下	以下	以下	以上		
	農業用水及び						
	Cの欄に掲げるもの						
С	工業用水2級	6.0以上	$8\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	ごみ等の浮遊	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	環境保全	8.5以下	以下	が認められな	以上		
				いこと。			
	測定方法	規格12.1	規格17	付表8	規格32	最確数による定量法	
借 耂	水産1級 水産9級及	び水産3級に~	ついてけ 当分(の問 浮遊物	哲島の頂日の	其準値は済田し	

備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)(1)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

(2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行う

もの

(3)水 産 1 級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生

物用

水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(4) 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの(5)環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

利用目的の適応性 基準値 該当 項目 全 燐 水域 全窒素 自然環境保全及びII以下の欄に 0.1mg/Q以下 0.005mg/Q以下 水域 類型 掲げるもの ごと 水道 1・2・3級(特殊なものを除く。) 0.2mg/Q以下 0.01mg/Q以下 に指 II定す 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの る水 水道3級(特殊なもの) 0.4mg/Q以下 0.03mg/Q以下 域 及びIV以下の欄に掲げるもの ΙV 水産2種及びVの欄に掲げるもの 0.6mg/Q以下 0.05mg/0以下 0.1mg/Q以下 水産3種・工業用水 1 mg/0以下 農業用水・環境保全 測定方法 規格46.3 規格45.2, 45.3又は45.4

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注)(1)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

(2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水 道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

> (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものを いう。)

(3)水 産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水 産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水 産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用

(4)環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ゥ

<u>_ウ</u>			
項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当
類型		全 亜 鉛	水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	水類ごに指
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	定する水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
測定方法	規格53		

表 1 - 3 要監視項目 (平成 5 年 3 月 8 日 環水管第 2 1 号 水質保全局長通知 最新改正 平成 1 6 年 3 月 3 1 日)

項目	指針値	項目	指針値
クロホルム トランス-1,2-ジ クロロエチレン 1,2-ジ クロロプロパン p-ジ クロロベンゼソ イソ・チオン イン・チャン イン・ディン イン イン イン イン イン イン イン イン イン イ	0.06 mg/L 以下 0.04 mg/L 以下 0.06 mg/L 以下 0.2 mg/L 以下 0.008 mg/L 以下 0.005 mg/L 以下 0.003 mg/L 以下 0.04 mg/L 以下 0.04 mg/L 以下 0.05 mg/L 以下 0.05 mg/L 以下 0.008 mg/L 以下 0.008 mg/L 以下	イプロルン カルン カルエン カルエン カルン カルン カルン カル・カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カ	0.008 mg/L以下 - (注1) 0.6 mg/L以下 0.4 mg/L以下 0.06 mg/L以下 0.07 mg/L以下 0.02 mg/L以下 0.002 mg/L以下 0.002 mg/L以下 0.004 mg/L以下 0.05 mg/L以下 0.2 mg/L以下

(注1)クロルニトロフェンの指針値は設定せず、当分の間は検出されないこと (<0.0001mg/L)とする。

表1-4 「公共用水域等における農薬の水質評価指針」

(平成6年4月15日 環水管第86号 水質保全局長通知)

農薬名	種類	評 価 指 針 (m g / L)	値 農薬名	種類	評 価 排 (m g	旨針 値 ;/L)
イプ ロシ オン イミダ クロプ リト エトフェンプ ロックス エスプ ロカルフ エデ・イフェンホス(EDDP) カルバ リル (NAC) クロルと リホス シ クロフェンチオン(ECP) シメトリン トルクロホスメチル トリクロルホン トリシクラゾ・ール ヒ リダ フェンチオン フサライト	殺殺除殺殺殺除殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺殺	0.3 以下 0.2 以下 0.08 以下 0.01 以下 0.006 以下 0.05 以下 0.03 以下 0.006 以下 0.06 以下 0.02 以下 0.03 以下 0.1 以下	プ・プ・ロフェシ・ンプ・レチラクロールフ・ロイ・ナソ・ールフ・ロモフ・チト・フルトラニルペンシクロンペ・ンスリト・(SAP)ペンテ・イメタリンマラチオン(マラソン)メフェナセットメプ・ロニルモリネート	除殺除殺除殺殺除除殺除殺除殺除殺除殺除 超草 电草菌草菌菌草草虫草菌草	0.004 0.01 0.04 0.05 0.04 0.2 0.04 0.1 0.01 0.009 0.1	以以以以以以以以以以以以以以以下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下

〔3〕 環境基準類型指定状況

生活環境の保全に関する環境基準については、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域を対象として、各水域ごとに類型をあてはめている。

国が指定権限をもつ水域については、昭和45年9月閣議決定により渡良瀬川上流水域を、昭和48年3月には環境庁告示により那珂川、鬼怒川及び渡良瀬川の県際河川を類型指定した。また、環境省告示により平成13年3月に深山ダム貯水池と川治ダム貯水池を、平成15年3月に川俣ダム貯水池を類型指定した。

知事が指定権限をもつ水域については、昭和48年2月及び9月に33河川2湖沼、昭和52年4月に10河川、昭和55年12月に5河川について類型を指定し、昭和60年4月には窒素・りんに係る環境基準について、中禅寺湖(窒素を除く)、湯の湖を類型指定した。さらに、平成17年1月には栃木県告示により新たに4水域の類型指定を含む11水系の類型改定等全面的な見直しを実施した。

平成16年4月1日現在、類型指定は48河川5湖沼となっている。

表 1 - 5 環境基準類型指定水域一覧表

-1-1	- 5			
水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準地 点	設 定 年月日
	那 珂 川 1 (湯川合流点より上流。)	AA 1	恒明橋	昭和48.3.31 環告示21号
那	那 珂 川 2 (湯川合流点から早戸川合流点まで。)	A 1	新那珂橋野 口	"
טנע	高 雄 股 川 (流入する支川を含む。)	AA 1	高雄股橋	平成17.1.28 県告示43号
	湯 川 (流入する支川を含む。)	A イ	湯川橋	"
	余 笹 川 (流入する支川(黒川を除く。)を含む。)	A 1	川田橋	"
	黒 川 (流入する支川を含む。)	A イ	新 田 橋	"
珂	松 葉 川 (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	"
	箒 川 (流入する支川(蛇尾川を除く。)を含む。)	A イ	第 川 橋	"
	蛇 尾 川 (流入する支川を含む。)	A イ	宇田川橋	"
	武 茂 川 (流入する支川を含む。)	A イ	更 生 橋	"
Ш	荒 川 (流入する支川(内川及び江川を除く。) を含む。)	A イ	向 田 橋	"
	内 川 (流入する支川を含む。)	A イ	旭 橋	"
	江 川 (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	"
	逆 川 (流入する支川(坂井川を除く。)を含む。)	A イ	末 流	"
鬼	鬼 怒 川 1 (大谷川合流点より上流。)	AA 1	川治第一 発電所前	昭和48.3.31 環告示21号
巫	鬼 怒 川 2 (大谷川合流点から田川合流点まで。)	A 1	鬼 怒 川 橋 (宝積寺) 川 島 橋	"
	男 鹿 川 (流入する支川を含む。)	AA 1	末 流 (川治橋)	平成17.1.28 県告示43号
	板 穴 川 (流入する支川を含む。)	AA 1	末 流	"
怒	大 谷 川 (流入する支川(志渡渕川を除く。)を含む。)	AA 1	開進橋(針貝)	11
	湯 川 (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	11
	志 渡 渕 川 (流入する支川を含む。)	В 🗆	筋違橋	<i>II</i>
	西 鬼 怒 川 (流入する支川を含む。)	A イ	西鬼怒川橋	"
Ш	江川上流 (高宮橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 🗆	高宮橋	"
	江川下流 (高宮橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	"

水系		水	域	名	該当類: び達成:		環境地	境 基	準点	設 定 年月日
+	田川上流	(御用川合 (流入する)	流点から 気川(赤堀)	上流の区域に限る。) 川を除く。)を含む。)	Α	1	大	曽	橋	平成17.1.28 県告示43号
鬼	田川中流	(御用川合	流占から	明治橋までの区域に る支川(御用川及び釜 む。)	С		明	治	橋	"
怒	田川下流	(明治橋よ (流入する	リ下流の 支川を含	区域に限る。) む。)	В		梁		橋	"
Ш	赤堀川	(流入する	る支川を	含む。)	Α	П	木	和田	島	"
	御用川	(流入する	る支川を	含む。)	С		錦中	央公	遠	"
	釜川	(流入する	る支川を	·含む。) 	С	1) (;	く し 末 流	橋)	"
小	小 貝 川(注	充入する支川	l(百目鬼)	を除く。)を含む。)	Α	1	三	谷	橋	"
貝	五 行 川	(流入する く。)を	支川 (野: 含む。)	元川及び行屋川を除	Α	1	桂		橋	"
Ш	野 元 川	(流入する	る支川を	含む。)	Α	1	末		流	"
	行 屋 川	(流入する	る支川を	含む。)	Α	1	常	盤	橋	"
	渡良瀬川上流	<u> </u>	 から赤岩	用水取水口まで。)	А	1	高	津	戸	昭和45.9.1 閣議決定
渡	渡良瀬川2	(桐生川合	流点から	袋川合流点まで。)	В	П	葉	鹿	橋	昭和48.3.31 環告示21号
	渡良瀬川3	(袋川合)	流点から	新開橋まで。)	В	八	渡良	夏瀬 大 早川田	、橋)	"
	渡良瀬川4	(新開橋)	から利根	川合流点まで。)	В		∣≡	国	橋	"
	神子内川	(流入する	る支川を	含む。)	Α	1	末		流	平成17.1.28 県告示43号
	小俣川上流	(新上野田 (流入する	橋から上 支川を含	流の区域に限る。) む。)	А	П	新上	野田	橋	"
良	小俣川下流	(新上野田 (流入する	橋より下 支川を含	流の区域に限る。) む。)	В	イ	末		流	"
LX	松田川上流	(新松田川 (流入する	橋から上 支川を含	流の区域に限る。) む。)	Α		新机	公田川	橋	"
	松田川下流	(新松田川 (流入する	士川士 🏊	流の区域に限る。) む。)	В	1	末		流	"
	袋川上流	(助戸から (流入する	上流の区 支川を含	域に限る。) む。)	В		助		戸	"
	袋川下流	(助戸より (流入する	下流の区 支川を含	域に限る。) む。)	D		袋 / (z	川 水 流	門)	"
瀬	旗川上流	(高田橋か (流入する	ら上流の 支川を含	区域に限る。) む。)	A	П	高	田	橋	"
/4只	旗川下流	(高田橋よする支川	リ下流の (出流川	区域に限る。)(流入 を除く。)を含む。)	В	1	末		流	"
	出流川	(流入する	る支川を	含む。)	В	八	末	_	流	"
	矢 場 川	(流入する む。)	支川(姥	川を除く。)を含	С	1	矢場	易川 水 末 流	(門	"
	才 川	(流入する	る支川を	<u></u> 含む。)	А		末		流	"
	秋山川上流	- (堀米橋か (流入する	ら上流の 支川を含	区域に限る。) む。)	А	1	小 (加 堀	屋油米	橋	"
Ш	秋山川下流	(堀米橋よ (流入する	リ下流の 支川を含	区域に限る。) む。)	С	1	末		流	"
	三 杉 川	(流入する	支川(鷲)	を除く。)を含む。)	В	1	末		流	"
	巴波川上流	(吾妻橋か (流入する	ら上流の 支川を含	区域に限る。) む。)	С	1	吾	妻	橋	"

水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準地 点	設 定 年月日
渡	巴波川下流 (吾妻橋から上流の区域に限る。)(流入する支川(永野川を除く。)を含む。)	B イ	巴 波 橋	平成17.1.28 県告示43号
<i>版</i>	永野川上流 (赤津川合流点より上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A イ	星 野 橋大 岩 橋	"
良	永野川下流 (赤津川合流点から下流の区域に限 る。)(流入する支川を含む。)	B イ	落 合 橋 (末 流)	"
	思川上流 (黒川合流点より上流の区域に限る。) (流入する支川(大芦川を除く。)を含む。)	A 1	保橋	"
瀬	思川下流 (黒川合流点より下流の区域に限る。) (流入する支川(黒川及び姿川を除く。)を含む。)	B イ	乙女大橋	"
	大 芦 川 (流入する支川を含む。)	AA 1	赤 石 橋	"
Ш	黒 川 (流入する支川を含む。)	A イ	御成橋	"
	姿 川 (流入する支川(新川及び赤川を除く。) を含む。)	B イ	宮前橋	"
その他	押 川 (流入する支川を含む。)	A イ	越 地 橋	"
他	西 仁 連 川 (流入する支川を含む。)	В 🗆	武井橋	"
	湯の湖(全域)	Aイ・ ロ	湖心	"
湖	中禅寺湖 (全域)	AAイ・ イ	湖 心	"
/ - //3	深山ダム貯水池(深山湖)(全 域)	AAイ・ ニ	湖心	平成13.3.30 環告示17号
沼	川治ダム貯水池(川治湖)(全 域)	AA= · =	湖 心	"
	川俣ダム貯水池(川俣湖)(全 域)	Aイ・ イ	湖 心	平成15.3.27 環告示36号

(注) 1 該当類型及び達成期間の欄は次のとおりとする。

- (1) 該当類型は、表1 2生活環境の保全に関する環境基準を示す。 (2) 達成期間の分類は、次のとおりとする。 「イ」は、直ちに達成」「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
 - 「八」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
 - 「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
- 2 水域名及び環境基準地点は県外にあるものであっても、本県に関係あるものを含む。 那珂川2(野口)、鬼怒川2(川島橋)、渡良瀬川上流(高津戸)、 渡良瀬川3(渡良瀬大橋)、渡良瀬川4(三国橋)、押川(越地橋)

表 1 - 6 環境基準類型指定状況

			河川	水		———— 類	型別	水 域	数内	訳				環境
	X	分	・湖 沼数	域 数	ΑA	А	В	С	D	Е				基 準 地点数
	那 珂	川水系	1 3	1 4	2(1)	12(13)	-	-	-	-				1 5
河	鬼怒川	・小貝川水系	1 6	2 0	4(2)	10(11)	3(3)	3(4)	-	-				2 1
	渡良	頼川水系	1 7	2 8	1(1)	10(10)	13(13)	3(2)	1(1)	-(1)				2 9
Ш	そのケ	他の水系	2	2	-	1(1)	1(1)	-	-	-				2
	小	計	4 8	6 4	7(4)	33(35)	17(17)	6(6)	1(1)	-(1)				6 7
	湖	沼	5	5	3	2	-	-	-	-	2	2	1	5
	合	計	5 3	6 9	10(7)	35(37)	17(17)	6(6)	1(1)	-(1)	2	2	1	7 2

- (注) 1 渡良瀬川上流水域について、当該水域数には計上しているが、同水域の環境基準地点 (高津戸)は地点数に含まれていない。

 - (高津戸)は地点数に含まれていない。
 2 類型のうち、 ・ ・ については窒素及びりんに係る類型を示す。
 3 その他の水系とは、押川(久慈川水系)及び利根川に直接流入する西仁連川である。なお、本年表の結果では、押川を那珂川水系に、西仁連川を渡良瀬川水系に含めている。
 4 本表は平成17年4月現在の状況である。表中、河川の類型別水域数内訳の()の数字は類型改定以前の状況であり、本年表で平成16年度の評価に使用している類型である。

2 地下水

地下水の環境基準は、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号により示され、 地下水の水質汚濁に係るものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ま しい基準として設定された。(最新改正:平成11年2月22日)

表1-7 地下水水質の環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、最新改正:平成11年2月22日)

項目	基準値
カドミウム	0 . 0 1 mg / L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。
鉛品	0 . 0 1 mg / L 以下
六 価 ク ロ ム	0 . 0 5 mg/L 以下
ひ素	0 . 0 1 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0 . 0 2 mg / L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下
1 , 2 - ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1 , 1 - ジクロロエチレン	0 . 0 2 mg / L 以下
シス・1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 mg / L 以下
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1 , 3 - ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下
シマジン	0 . 0 0 3 mg/L 以下
チオベンカルブ	0 . 0 2 mg / L 以下
ベンゼン	0 . 0 1 mg / L 以下
セレン	0 . 0 1 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ 素	0 . 8 mg / L 以下
ほ う 素	1 mg / L 以下